

# 官報

号外  
昭和六十三年四月二十日

## ○第百十二回 参議院會議録第十四号

昭和六十三年四月二十日(水曜日)

午前十時一分開議

### ○議事日程 第十四号

昭和六十三年四月二十日

午前十時開議

第一 船舶整備公団法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第二 住宅・都市整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

第四 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

### ○本日の会議に付した案件

一、裁判官訴追委員辞任の件

一、裁判官訴追委員の選挙

以下議事日程のとおり

昭和六十三年四月二十日 参議院會議録第十四号

裁判官訴追委員辞任の件 裁判官訴追委員の選挙

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

二五五

○議長(藤田正明君) これより会議を開きます。

この際、お諮りいたします。

土屋義彦君及び西村尚治君から裁判官訴追委員を辞任したいとの申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。よって、許可することに決しました。

○議長(藤田正明君) つきましては、この際、裁判官訴追委員二名の選挙を行います。

○吉村真事君 裁判官訴追委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○本岡昭次君 私は、ただいまの吉村君の動議に賛成いたします。

○議長(藤田正明君) 吉村君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(藤田正明君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、裁判官訴追委員に林道君及び堀江正夫君を指名いたします。

○議長(藤田正明君) 日程第一 船舶整備公団法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長中野鉄造君。

### 審査報告書

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十九日

運輸委員長 中野 鉄造

参議院議長 藤田 正明殿

### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における海運業をめぐる厳しい状況等にかんがみ、過剰船腹量の削減等を図ることにより適正かつ円滑な海上運送の確保に資するため、船舶整備公団の業務に、既存の船舶を共有方式により係留船に改造すること等を追加する等所要の規定を整備しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十三年二月二十六日

内閣総理大臣 竹下 登

船舶整備公団法の一部を改正する法律案

船舶整備公団法の一部を改正する法律

船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「であつて、もつぱら遊覧の用に供するもの以外のもの」を削り、同条第六項を削り、第七項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「余剰船舶等」とは、海上旅客運送事業者、旅客船貨渡業者、海上貨物運送事業者又は貨物船貨渡業者(第十九条において「海上旅客運送事業者等」という。)の事業規模の縮小、船腹の調整等に伴い余剰となつた船舶又は船齢の高い船舶その他の運輸省令で定める効率の低い船舶をいう。

第十二条第一項本文を次のように改める。

理事長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第十三条第二号中「貨物船貨渡業者の下に」、第十九条第九号の四に規定する特定係留船活用事業を営む者」を加える。

第十九条第二号中「国内旅客船として」を削り、同条第四号を削り、第五号を第四号とし、同条第六号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号中「又は第五号」を削り、同号を同条第六号とし、同条第七号の二を同条第七号とし、同条第八号中「行ない」を「行い」に改め、同条第九号中「行なう」を「行う」に改め、同条第九号の三中「又は第五号」を削り、同号の次に次の四号を加える。

九の四 特定係留船活用事業(自己の所有に係る余剰船舶等を係留船として活用して行う事

昭和六十三年四月二十日 参議院会議録第十四号

船舶整備公団法の一部を改正する法律案 住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案外一件

二五六

業をいう。以下同じ。を営む海上旅客運送事業者等(海上旅客運送事業者等から余剰船舶等取得して特定係留船活用事業を営む者を含む。以下この条において同じ。)と費用(当該余剰船舶等の取得に要する費用を含む)を分担して、当該余剰船舶等を当該特定係留船活用事業の用に供する係留船に改造すること。

九の五 前号の規定により改造した係留船を特定係留船活用事業を営む海上旅客運送事業者等を使用させること。

九の六 第九号の四の規定により改造した係留船を特定係留船活用事業を営む海上旅客運送事業者等に譲渡すること。

九の七 特定係留船活用事業を営む海上旅客運送事業者等に対し、余剰船舶等を当該特定係留船活用事業の用に供する係留船に改造するために必要な資金を貸し付けること。

第二十四条に次の一項を加える。

3 公団は、第一項の規定による運輸大臣の承認を受けた財務諸表をその事務所に備えて置かなければならない。

#### 附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に船舶整備公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔中野鉄造君登壇、拍手〕

○中野鉄造君 ただいま議題となりました船舶整

備公団法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近における海運業をめぐる厳しい状況等にかんがみ、船舶整備公団の業務範囲を拡大し、余剰船舶等の改造、係留による既存船の多目的な利用を図ることができるよう所要の改正を行おうとするものであります。

委員会におきましては、船舶整備公団の財政状況、内航海運をめぐる課題への対応等各般の問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党小笠原委員より反対の意見が述べられ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

――

○議長(藤田正明君) 日程第二 住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 半島振興法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長村沢牧君。

#### 審査報告書

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十九日

建設委員長 村沢 牧

参議院議長 藤田 正明殿

#### 要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用により、住宅・都市整備公団等が行う公共施設の整備に関する事業の促進を図るため、これらの事業に対する国の無利子貸付制度を創設しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和六十三年度産業投資特別会計予算、同道路整備特別会計予算、同治水特別会計予算及び同都市開発資金融通特別会計予算に計上されている開発利益吸収型事業に対する無利子貸付金合計千十四億九千七百万円の枠内で運用される。

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よって国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十四日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び一は衆議院修正)

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律

法律

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第一条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四条の次に次の一条を加える。

(国の無利子貸付け)

第二十四条の二 国は、当分の間、公団に対し、第二十九条第一項第四号イに掲げる公共の用に供する施設(同号イに規定する宅地の造成と併せて整備されるものに限る。)で政令で定めるものの整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。)第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年(五年以内の据置期間を含む。)以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。附則第二十五条第一項中「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の

整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）を「社会資本整備特別措置法」に改める。

（地域振興整備公団法の一部改正）

第二条 地域振興整備公団法（昭和三十七年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

附則第九条を次のように改める。

（国の無利子貸付け）

第九条 国は、当分の間、公団に対し、第十九条第一項第一号ハに掲げる公共の用に供する施設で政令で定めるものの整備（委託により行うものを除く。）に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

2 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（地方住宅供給公社法の一部改正）

第三条 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

附則第九項から第十一項までを次のように改める。

（国の無利子貸付け）

9 国は、当分の間、地方公社に対し、地方公社が行う宅地の造成と併せて整備されるべき公共の用に供する施設で政令で定めるものの

整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

10 前項の規定による貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

11 前項に定めるもののほか、附則第九項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

（民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正）

第四条 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第一項第一号中「公共施設」を「道路、公園、河川、砂防設備、地すべり防止施設その他の公共の用に供する施設」に改め、「昭和六十二年法律第八十六号」の下に「以下「社会資本整備特別措置法」という。」を加え、同項第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）による土地区画整理事業（都市計画事業として施行されるものに限る。）として行われる前号に規定する公共の用に供する施設で都市計画において定められたものの整備に関する事業のうち、社会資本整備特別措置法第二条第一項第一号に該当するも

のであつて政令で定めるものを施行する土地区画整理組合に対し、当該事業の施行に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。

附則第十四条第二項中「附則第十四条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加え、同条第三項中「第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

附則第十五条第一項中「前条第一項第一号」の下に「及び第二号」を、「道路」の下に「河川、砂防設備又は地すべり防止施設」を加える。

（都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正）

第五条 都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「元金均等半年賦償還」を「均等半年賦償還」に改める。

附則第二項中「附則第十四条第一項第一号」の下に「及び第二号」を加える。

附則第四項中「附則第二項」の下に「及び第三項」を加え、同項を附則第五項とする。

附則第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 国は、当分の間、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方住宅供給公社に対し、土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）による土地区画整理事業として行われる政令で定める公園、下水道その他の公共施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社

会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

（土地区画整理法の一部改正）

第六条 土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十二項中「附則第二項から第六項まで」を「附則第五項から第九項まで」に、「附則第七項及び第八項」を「附則第十項及び第十一項」に改め、同項を附則第十五項とする。

附則第十一項中「附則第四項から第六項まで」を「附則第七項から第九項まで」に改め、同項を附則第十四項とする。

附則第十項中「附則第三項」を「附則第六項」に改め、同項を附則第十三項とする。

附則第九項中「附則第二項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十二項とする。

附則第八項中「附則第二項から第六項まで」を「附則第五項から第九項まで」に改め、同項を附則第十一項とする。

附則第七項中「附則第二項」を「附則第五項」に改め、同項を附則第十項とする。

附則第六項を附則第九項とし、附則第三項から第五項までを三項ずつ繰り下げ、附則第二項中「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）」を「社会資本整備特別措置法」に改め、同項を附則第五項とする。

昭和六十三年四月二十日 参議院會議録第十四号 住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案外一件

二五八

附則第一項の次に次の三項を加える。

2 国は、当分の間、住宅・都市整備公団、地域振興整備公団又は地方公社に対し、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）附則第三項の規定によるもののほか、土地区画整理事業として行われる政令で定める道路、河川、砂防設備又は地すべり防止施設の整備に関する事業のうち、日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号。以下「社会資本整備特別措置法」という。）第二条第一項第一号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる。

3 前項の国の貸付金の償還期間は、二十年（五年以内の据置期間を含む。）以内とする。

4 前項に定めるもののほか、附則第二項の規定による貸付金の償還方法は、政令で定める。

附 則  
(施行期日)  
1 この法律は、公布の日昭和六十三年四月一日から施行する。

2 (道路整備特別会計法の一部改正)  
道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）附則第二項から第五項まで」を「土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に、「土地区画整理法附則第二項から第五項まで」を「土地区画整理法附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

3 附則第十六項から第十八項までの規定中「附則第二項から第五項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

4 附則第十七項から第十八項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

5 附則第十八項から第二十項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

6 附則第二十一項から第二十三項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

7 附則第二十四項から第二十六項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

8 附則第二十七項から第二十九項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

9 附則第三十項から第三十二項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

10 附則第三十三項から第三十五項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

11 附則第三十六項から第三十八項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

12 附則第三十九項から第四十一項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

13 附則第四十二項から第四十四項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

14 附則第四十五項から第四十七項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

15 附則第四十八項から第五十項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

16 附則第五十一項から第五十三項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

17 附則第五十四項から第五十六項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

18 附則第五十七項から第五十九項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

19 附則第六十項から第六十二項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

20 附則第六十三項から第六十五項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

21 附則第六十六項から第六十八項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

22 附則第六十九項から第七十一項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

23 附則第七十二項から第七十四項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

24 附則第七十五項から第七十七項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

25 附則第七十八項から第八十項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

26 附則第八十一項から第八十三項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

27 附則第八十四項から第八十六項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

28 附則第八十七項から第八十九項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

29 附則第九十項から第九十二項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

30 附則第九十三項から第九十五項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

31 附則第九十六項から第九十八項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

32 附則第九十九項から第一百零一項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

33 附則第一百零二項から第一百零四項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

34 附則第一百零五項から第一百零七項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

35 附則第一百零八項から第一百一十項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

36 附則第一百十一項から第一百十三項までの規定中「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」を「附則第二項若しくは第五項から第八項まで」に改める。

の法令の規定にかかわらず、半島振興計画に基  
づいて、都道府県が行うことができる。

2 都道府県は、前項の規定により市町村道の新  
設又は改築を行う場合においては、政令で定め  
るところにより、当該市町村道の道路管理者  
(道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八  
条第一項に規定する道路管理者をいう。)に代わ  
つてその権限を行うものとする。この場合にお  
いて、都道府県が代わつて行う権限のうち政令  
で定めるものは、当該都道府県を統括する都道  
府県知事が行う。

3 第一項の規定により都道府県が行う基幹的市  
町村道等の新設及び改築に係る事業(以下「基幹  
的市町村道等整備事業」という。)に要する経費  
については、当該都道府県が負担する。

4 基幹的市町村道等整備事業に要する経費に係  
る国の負担又は補助については、基幹的市町村  
道等を都道府県道又は都道府県が管理する農  
道、林道若しくは漁港関連道とみなす。

5 第三項の規定により基幹的市町村道等整備事  
業に要する経費を負担する都道府県が後進地域  
の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の  
特例に関する法律(昭和三十六年法律第百十二  
号。以下「負担特例法」という。)第二条第一項に  
規定する適用団体である場合においては、基幹  
的市町村道等整備事業(北海道の区域における  
基幹的市町村道等整備事業で当該事業に係る経  
費に対する国の負担又は補助の割合(以下「国の  
負担割合」という。)が北海道の区域以外の区域  
における当該事業に相当する事業に係る経費に  
対する通常の国の負担割合と異なるものを除  
く。)を同条第二項に規定する開発指定事業とみ

なして、負担特例法の規定を適用する。

6 北海道の区域における基幹的市町村道等整備  
事業で当該事業に係る経費に対する国の負担割  
合が北海道の区域以外の区域における当該事業  
に相当する事業に係る経費に対する通常の国の  
負担割合と異なるものについては、第三項の規  
定により当該基幹的市町村道等整備事業に要す  
る経費を負担する都道府県が負担特例法第二条  
第一項に規定する適用団体である場合において  
は、国は、第一号に掲げる国の負担割合が第二  
号に掲げる国の負担割合を超えるものにあつて  
は、第一号に掲げる国の負担割合により算定し  
た額に相当する額を、第一号に掲げる国の負担  
割合が第二号に掲げる国の負担割合を超えない  
ものにあつては、第二号に掲げる国の負担割合  
により算定した額に相当する額を負担し、又は  
補助するものとする。

一 北海道の区域以外の区域における当該基幹  
的市町村道等整備事業に相当する事業に係る  
経費に対する通常の国の負担割合を北海道の  
区域における当該基幹的市町村道等整備事業  
に係る経費に対する国の負担割合として負担  
特例法第三条第一項及び第二項の規定により  
算定した国の負担割合

二 北海道の区域における当該基幹的市町村道  
等整備事業に係る経費に対する国の負担割合  
(小型航空機用飛行場等の整備)

第十二条 国は、半島振興対策実施地域の特性に  
即した地域的な航空運送を確保するため、地方  
公共団体が半島振興計画に基づいて実施する小  
型の航空機の用に供する公共用飛行場その他の

航空運送の用に供する施設の整備に関する事業  
については、その円滑な実施が促進されるよう  
適切な配慮をするものとする。

#### 附 則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 〔村沢牧君登壇、拍手〕

○村沢牧君 ただいま議題となりました二法律案  
につきまして、建設委員会における審査の経過及  
び結果を御報告申し上げます。

まず、住宅・都市整備公団法等の一部を改正す  
る法律案は、内需の拡大と公共施設の整備の促進  
を図るため、住宅・都市整備公団等が宅地の造成  
とあわせて行う公共施設の整備、土地区画整理組  
合等が土地区画整理事業として行う公共施設の整  
備、第三セクターが行う河川、砂防設備の整備等  
の各事業に、日本電信電話株式会社の株式の売り  
払い収入を活用した国の無利子貸し付けを行うこ  
とができるよう所要の法律の改正を行うものであ  
ります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御  
承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本  
共産党を代表して橋本委員より反対の意見が述べ  
られ、採決の結果、本法律案は多数をもって原案  
どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、半島振興法の一部を改正する法律案は、  
衆議院提出に係るものでありまして、半島振興法  
の実施状況にかんがみ、半島循環道路の整備の促  
進に関する特別の配慮、基幹的市町村道等の工事  
の都道府県代行、財政負担軽減のための特例措  
置、小型航空機用飛行場等の整備の促進に関する

適切な配慮等を規定し、半島振興の一層の推進を  
図らうとするものであります。

委員会におきましては、衆議院建設委員長より  
趣旨説明を聴取し、質疑、討論なく、直ちに採決  
の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり  
可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしま  
す。

まず、住宅・都市整備公団法等の一部を改正す  
る法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 過半数と認めます。

よつて、本案は可決されました。

次に、半島振興法の一部を改正する法律案の採  
決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもって可決されまし  
た。

○議長(藤田正明君) 日程第四 通信・放送衛星  
機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議  
院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長上  
野雄文君。

昭和六十三年四月二十日 参議院會議録第十四号 通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

審査報告書

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十九日

通信委員長 上野 雄文

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における無線通信技術の進歩に対処して、宇宙における無線通信の普及発達等を図るため、通信・放送衛星機構が産業投資特別会計の出資を受けて行う業務等に関し所要の規定の整備を行い、あわせて、同機構の役員任期を改める等所要の改正を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、昭和六十三年産業投資特別会計予算に出資金二十億円が計上されている。

附帯決議

政府は本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一、本格的な衛星放送に向けて、ハイビジョン実用化に対する助成措置など積極的な施策を推進し、放送サービスの向上による国民福祉の増進に資すること。

二、通信衛星、放送衛星については、信頼性と安

定性を高めるため、その技術基盤の強化に努めること。

一、進展する宇宙通信時代に対処するため、通信・放送衛星機構の経営基盤の一層の安定化を図るとともに、その公正かつ効率的な運営に配慮すること。

右決議する。

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十四日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

案

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案

律

通信・放送衛星機構法(昭和五十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「固定地点からの」及び「固定地点へ」を削り、「搭載する人工衛星」を「搭載する人工衛星(固定地点からの無線通信を受信して固定地点へその再送信を行うための無線設備を主として搭載するものに限る。)」に改める。

第五条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、機構の所有(他人と共同してするものに限る。以下この項及び第三十三条の二において同じ。)に係る放送衛星

についての第二十八条第一項に規定する業務に必要な資金(当該所有に関し機構が負担すべき部分に限る。第三十三条の二において「衛星所有資金」という。又はその他の必要な資金のそれぞれに充てるべき金額を示すものとする。第二十一条第一項本文を次のように改める。

理事長の任期は、三年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第三十二条の見出しを「(財務諸表等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 機構は、第一項の規定による郵政大臣の承認を受けた財務諸表及び前項の事業報告書を主たる事務所に備えて置かなければならない。

第三十三条の次に次の一条を加える。

(区分経理)

第三十三条の二 機構は、その所有に係る放送衛星についての第二十八条第一項に規定する業務のうち第五条第三項の規定により衛星所有資金に充てるべきものとしてされた出資に係るものに係る経理(当該所有に係る部分に限る。)については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「衛星所有勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

第三十四条第一項中「残余の額」の下に「(衛星所有勘定においては、残余の額のうち政令で定める基準により計算した額)」を加え、同条に次の二項を加える。

3 機構は、衛星所有勘定において、第一項に規定する残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金に関し、納付の手續その他必要な事項は、政令で定める。

第四十一条第二項中「出資者原簿には」の下に「衛星所有勘定に係る出資及びその他の一般の勘定(以下「一般勘定」という。)に係る出資」とを加える。

第四十二条第一項中「これを」を「当該残余財産の額のうち、衛星所有勘定に属する額に相当する額については国庫に納付し、一般勘定に属する額に相当する額については当該勘定に係る」に改め、同条第二項中「規定により」の下に「一般勘定に係る」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和六十三年十月一日から施行する。ただし、第二条第一号、第二十一条第一項及び第三十二条の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。(経過措置)

2 この法律の施行前に通信・放送衛星機構に対してされた出資は、改正後の通信・放送衛星機構法第五条第三項に規定するその他の必要な資金に充てるべきものとしてされた出資とみなす。

3 第二十一条第一項の改正規定の施行の際現に通信・放送衛星機構の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

4 第二条第一号の改正規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔上野雄文君登壇、拍手〕

○上野雄文君 ただいま議題となりました通信・

放送衛星機構法の一部を改正する法律案につきま  
して、通信委員会における審査の経過と結果を御  
報告いたします。

本法法律案は、最近における無線通信技術の進歩  
に対処して、宇宙における無線通信の普及発達等  
を図るため、通信・放送衛星機構が産業投資特別  
会計の出資を受けて行う業務等に関し所要の規定  
の整備を行うとともに、あわせて同機構の役員の  
任期の改正等を行うものであります。

委員会におきましては、産投特会の出資による  
機構の業務内容、放送衛星三号によるハイビジョ  
ン放送の普及方策、機構の民間法人化等について  
質疑が行われましたが、その詳細は会議録によっ  
て御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律  
案は全会一致をもって原案どおり可決すべきもの  
と決定いたしました。

なお、本法律案に対し、ハイビジョン実用化に  
対する助成措置等三項目から成る附帯決議案が提  
出され、全会一致をもって本委員会の決議とする  
ことに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたしま  
す。

本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よって、本家は全会一致をもって可決されまし  
た。

○議長(藤田正明君) 日程第五 恩給法等の一部  
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題  
といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長名  
尾良孝君。

審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し  
た。よって要領書を添えて報告する。

昭和六十三年四月十九日

内閣委員長 名尾 良孝

参議院議長 藤田 正明殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、  
恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額、  
普通恩給等の最低保障額等の引上げを行おうと  
するものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法律施行に要する経費として、約百四十七  
億円が昭和六十三年一般会計予算に計上され  
てゐる。

附帯決議

政府は、次の事項について速やかに検討のうえ  
善処すべきである。

一、恩給年額の改定については、国家補償として  
の恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮

し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を  
維持するよう努めること。

一、恩給の改定実施時期については、現職公務員  
の給与改定時期を考慮し、均衡を失しないよう  
配慮するとともに、各種改善を同時期に一体化  
して実施するよう努めること。

一、恩給の最低保障額については、引き続きその  
引上げ等を図るとともに扶助料の給付水準につ  
いては、さらにその実質的改善を図ること。

一、恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限  
を撤廃すること。

一、外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の  
件について再検討を加え適切な措置を講ずること。

一、戦地勤務に服した旧日赤看護婦及び旧陸  
海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額につ  
いて適切な措置をとること。

一、恩給欠格者等の処遇について検討すること。

一、旧満洲国日系公務員の処遇問題について検討  
すること。

右決議する。

恩給法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決  
した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年四月十二日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 藤田 正明殿

(小字及び――は衆議院修正)  
恩給法等の一部を改正する法律案  
恩給法等の一部を改正する法律  
(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一  
部を次のように改正する。

別表第二号表中「四、五五四、〇〇〇円」を  
「四、六一一、〇〇〇円」に、「三、七九四、〇  
〇〇円」を「三、八四一、〇〇〇円」に、「三、一  
二六、〇〇〇円」を「三、一六五、〇〇〇円」に、  
「二、四七二、〇〇〇円」を「二、五〇三、〇〇  
〇円」に、「二、〇〇一、〇〇〇円」を「二、〇二  
六、〇〇〇円」に、「一、六一七、〇〇〇円」を  
「一、六三七、〇〇〇円」に改める。

別表第三号表中「四、八四四、〇〇〇円」を  
「四、九〇五、〇〇〇円」に、「四、〇一九、〇  
〇〇円」を「四、〇六九、〇〇〇円」に、「三、四  
四八、〇〇〇円」を「三、四九一、〇〇〇円」に、  
「二、八三三、〇〇〇円」を「二、八六八、〇〇  
〇円」に、「二、二七二、〇〇〇円」を「二、三〇  
〇、〇〇〇円」に改める。

別表第四号表中「四、二七六、二〇〇円」を  
「四、三二九、七〇〇円」に、「三、九五〇、二  
〇〇円」を「三、九九九、六〇〇円」に、「三、七  
八五、八〇〇円」を「三、八三三、一〇〇円」に、  
「三、六五五、四〇〇円」を「三、七〇一、一〇  
〇円」に、「二、一五七、九一〇円」を「二、一六  
一、三〇〇円」に、「二、四五九、五〇〇円」を  
「二、四九〇、二〇〇円」に、「二、二二七、七  
〇〇円」を「二、二四五、四〇〇円」に、「一、八  
二二、三〇〇円」を「一、八三五、〇〇〇円」に、  
「一、七四三、四〇〇円」を「一、七六五、二〇

昭和六十三年四月二十日 参議院會議録第十四号 恩給法等の一部を改正する法律案

〇円に、「一、六三〇、〇〇〇円」を、「一、六五〇、四〇〇円」に、「一、五八五、〇〇〇円」を、「一、六〇四、八〇〇円」に、「一、五三八、七〇〇円」を、「一、五五七、九〇〇円」に、「一、三五五、二〇〇円」を、「一、三七二、一〇〇円」に、「一、二〇二、一〇〇円」を、「一、二二七、一〇〇円」に、「一、一五九、九〇〇円」を、「一、一七四、四〇〇円」に、「一、一三〇、三〇〇円」を、「一、一四四、四〇〇円」に、「一、一〇三、九〇〇円」を、「一、一七七、七〇〇円」に、「一、〇九一、三〇〇円」に、「一、〇三五、八〇〇円」を、「一、〇四八、七〇〇円」に、「一、四四三、〇〇〇円」を、「一、四六一、〇〇〇円」に改める。

別表第五号表中「四、二七六、二〇〇円」を「四、三二九、七〇〇円」に、「三、九五〇、二〇〇円」を、「三、九九九、六〇〇円」に、「三、七八五、八〇〇円」を、「三、八三三、一〇〇円」に、「三、六五五、四〇〇円」を、「三、七〇一、一〇〇円」に、「一、五七九、一〇〇円」を、「一、六一一、三〇〇円」に、「一、二二七、七〇〇円」を、「一、二四五、四〇〇円」に、「一、一〇六、二〇〇円」を、「一、一三二、五〇〇円」に、「一、一七〇円」を、「一、一三二、五〇〇円」に改める。

附則別表第一(附則第十三条関係)

| 階 級 | 仮 定 俸 給 年 額 |
|-----|-------------|
| 大將  | 六、二六一、八〇〇円  |
| 中將  | 五、五八〇、七〇〇円  |
| 少將  | 四、四三三、四〇〇円  |
| 大佐  | 三、八三三、一〇〇円  |
| 中佐  | 三、六六七、八〇〇円  |

四三、四〇〇円」を、「一、七六五、二〇〇円」に、「一、六三〇、〇〇〇円」を、「一、六五〇、四〇〇円」に、「一、五三八、七〇〇円」を、「一、五五七、九〇〇円」に、「一、四四五、九〇〇円」を、「一、四六四、〇〇〇円」に、「一、三五五、二〇〇円」を、「一、三七二、一〇〇円」に、「一、三三八、七〇〇円」を、「一、二五四、二〇〇円」に、「一、一〇三、九〇〇円」を、「一、一七七、七〇〇円」に、「一、〇七七、八〇〇円」を、「一、〇九一、三〇〇円」に、「一、〇三五、八〇〇円」を、「一、〇四八、七〇〇円」に、「一、一三二、〇〇〇円」を、「一、一三六、〇〇〇円」に改める。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条ただし書中「百四十四万三千円」を「百四十六万千円」に、「百十二万二千円」を「百十三万六千円」に改める。

附則別表第一を次のように改める。

|          |            |
|----------|------------|
| 少佐       | 二、八六六、四〇〇円 |
| 大尉       | 二、四二七、一〇〇円 |
| 中尉       | 一、九二七、七〇〇円 |
| 少尉       | 一、六五〇、四〇〇円 |
| 准士官      | 一、五二一、六〇〇円 |
| 曹長又は上等兵曹 | 一、二五四、二〇〇円 |
| 軍曹又は一等兵曹 | 一、一七四、四〇〇円 |
| 伍長又は二等兵曹 | 一、一四四、四〇〇円 |
| 兵        | 一、〇四八、七〇〇円 |

備考 各階級は、これに相当するものを含むものとする。

附則別表第四中「一、四七六、〇〇〇円」を、「一、四九四、〇〇〇円」に改める。

附則別表第五中「一、三三九、〇〇〇円」を、「一、三五八、〇〇〇円」に、「一、〇七六、〇〇〇円」を、「一、〇八九、〇〇〇円」に、「八六五、〇〇〇円」を、「八七六、〇〇〇円」に、「七六五、〇〇〇円」を、「七七五、〇〇〇円」に改める。

附則別表第六から附則別表第八までを次のように改める。

附則別表第六(附則第十三条関係)

| 仮 定 俸 給 年 額 | 金 額        |
|-------------|------------|
| 六、二六一、八〇〇円  | 六、一一一、〇〇〇円 |
| 五、五八〇、七〇〇円  | 五、四七九、九〇〇円 |
| 四、四三三、四〇〇円  | 四、三二九、七〇〇円 |
| 三、八三三、一〇〇円  | 三、七〇一、一〇〇円 |
| 三、六六七、八〇〇円  | 三、四九八、〇〇〇円 |
| 二、八六六、四〇〇円  | 二、七六五、三〇〇円 |
| 二、四二七、一〇〇円  | 二、二四五、四〇〇円 |
| 一、九二七、七〇〇円  | 一、七六五、二〇〇円 |
| 一、六五〇、四〇〇円  | 一、五五七、九〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 一、五二一、六〇〇円 | 一、三七二、一〇〇円 |
| 一、二五四、二〇〇円 | 一、一四四、四〇〇円 |
| 一、一七四、四〇〇円 | 一、〇九一、三〇〇円 |
| 一、一四四、四〇〇円 | 一、〇四八、七〇〇円 |
| 一、〇四八、七〇〇円 | 九二三、九〇〇円   |

附則別表第六の二(附則第十三条関係)

| 仮 定 俸 給 年 額 | 金 額        |
|-------------|------------|
| 六、二六一、八〇〇円  | 六、七三一、四〇〇円 |
| 五、五八〇、七〇〇円  | 六、〇〇四、五〇〇円 |
| 四、四三三、四〇〇円  | 五、〇八一、三〇〇円 |
| 三、八三三、一〇〇円  | 四、四三三、四〇〇円 |
| 三、六六七、八〇〇円  | 四、一六五、二〇〇円 |
| 二、八六六、四〇〇円  | 三、三三四、五〇〇円 |
| 二、四二七、一〇〇円  | 二、七六五、三〇〇円 |
| 一、九二七、七〇〇円  | 二、二〇三、五〇〇円 |
| 一、六五〇、四〇〇円  | 一、九二七、七〇〇円 |
| 一、五二一、六〇〇円  | 一、七四一、〇〇〇円 |
| 一、二五四、二〇〇円  | 一、四一七、九〇〇円 |
| 一、一七四、四〇〇円  | 一、三三〇、二〇〇円 |
| 一、一四四、四〇〇円  | 一、二八八、四〇〇円 |
| 一、〇四八、七〇〇円  | 一、一七四、四〇〇円 |

附則別表第七(附則第十三条関係)

| 仮 定 俸 給 年 額 | 金 額        |
|-------------|------------|
| 二、四二七、一〇〇円  | 二、六一一、三〇〇円 |
| 一、九二七、七〇〇円  | 二、〇八二、五〇〇円 |

昭和六十三年四月二十日 参議院会議録第十四号 恩給法等の一部を改正する法律案

附則別表第八(附則第十三条関係)

|            |            |
|------------|------------|
| 一、六五〇、四〇〇円 | 一、八三五、〇〇〇円 |
| 一、五二一、六〇〇円 | 一、六五〇、四〇〇円 |

| 仮 定 俸 給 年 額 | 金 額        |
|-------------|------------|
| 二、四二七、一〇〇円  | 三、〇〇九、六〇〇円 |
| 一、九二七、七〇〇円  | 二、三六七、一〇〇円 |
| 一、六五〇、四〇〇円  | 二、一三三、五〇〇円 |
| 一、五二一、六〇〇円  | 一、九二七、七〇〇円 |

(旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一部改正)

第三条 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律(昭和三十一年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項ただし書中「百十二万二千円」を「百十三万六千円」に改める。

(恩給法等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

附則第八条第一項中「昭和六十二年四月分」を「昭和六十三年四月分」に改め、同項の表中「八九六、九〇〇円」を「九〇八、一〇〇円」に、「六七二、七〇〇円」を「六八一、一〇〇円」に、「五三八、一〇〇円」を「五四四、九〇〇円」に、「四四八、五〇〇円」を「四五四、一〇〇円」に、「六二七、二〇〇円」を「六三五、〇〇〇円」に、「四七〇、四〇〇円」を「四七六、三〇〇円」に、「三七六、三〇〇円」を「三八一、〇〇〇円」に、「一三、六〇〇円」を「三二七、五〇〇円」に改め、

同条第四項中「昭和六十二年三月三十一日」を「昭和六十三年三月三十一日」に改める。

第五条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第十三条第二項の表中「三、四七一、五〇〇円」を「三、五一四、九〇〇円」に、「二、八九五、六〇〇円」を「二、九三三、八〇〇円」に、「二、三九三、一〇〇円」を「二、四二三、〇〇〇円」に、「一、八九六、八〇〇円」を「一、九二〇、五〇〇円」に、「一、五四二、六〇〇円」を「一、五六一、九〇〇円」に、「一、二四九、九〇〇円」を「一、二六五、五〇〇円」に、「一、一三六、四〇〇円」を「一、一五〇、六〇〇円」に、「一、〇三四、四〇〇円」を「一、〇四七、三〇〇円」に、「八三一、六〇〇円」を「八四二、〇〇〇円」に、「六七二、九〇〇円」を「六八〇、三〇〇円」に、「五九一、一〇〇円」を「五九八、五〇〇円」に改める。

第六条 恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

昭和六十三年四月二十日 参議院會議録第十四号 恩給法等の一部を改正する法律案

附則第十五条第二項中「三十一万三千六百円」を「三十一万七千五百円」に、「二十三万五千二百円」を「二十三万八千四百円」に改める。

附 則

(施行期日)〇等

第一条 この法律は、公布の日昭和六十三年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の恩給法の規定、第二条の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号、以下「法律第百五十五号」という。)の規定、第三条の規定による改正後の旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の規定、第四条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第百二十一号)の規定、第五条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号、以下「法律第八十一号」という。)の規定及び第六条の規定による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号、以下「法律第五十一号」という。)の規定並びに附則第十二条の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

(文官等の恩給年額の改定)

第二条 公務員(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号、以下「法律第百五十五号」という。)附則第十條第一項に規定する旧軍人(以下「旧軍人」という。)を除く。)若しくは公務員に準ずる者(同項に規定する旧準軍人(以下「旧準軍人」という。)を除く。)又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法(改正後の法律第百五十五号附則そ

の他恩給に関する法令を含む。附則第八条において同じ。)の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(傷病恩給に関する経過措置)

第三条 増加恩給(第七項の増加恩給を除く。)については、昭和六十三年四月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項から第六項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の恩給法第六十五條第一項に規定する年額に改定する。

第四条 昭和六十三年三月三十一日以前に給与事由の生じた傷病賜金の金額の計算については、なお従前の例による。

第五条 第七項の増加恩給については、昭和六十三年四月分以降、その年額(法律第百五十五号附則第二十二條第三項ただし書において準用する恩給法第六十五條第二項から第五項までの規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第六条 傷病年金については、昭和六十三年四月分以降、その年額(妻に係る加給の年額を除く。)を、改正後の法律第百五十五号附則第二十二條第一項に規定する年額に改定する。

第七条 特例傷病恩給については、昭和六十三年四月分以降、その年額(恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第八十一号、以下「法律第八十一号」という。)附則第十三條第三項及び第四項の規定による加給の年額を除く。)を、改正後の法律第八十一号附則第十三條第二項に規定する年額に改定する。

(旧軍人等の恩給年額の改定)

第八条 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する普通恩給又は扶助料については、昭和六十三年四月分以降、その年額を、改正後の法律第百五十五号附則別表第一の仮定俸給年額(法律第百五十五号附則第十三條第二項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第三項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第六の二の下欄に掲げる金額、法律第百五十五号附則第十三條第四項に規定する普通恩給又は扶助料については、当該仮定俸給年額にそれぞれ対応する改正後の法律第百五十五号附則別表第七(七十歳以上の者並びに七十歳未満の扶助料を受ける妻及び子にあつては、改正後の法律第百五十五号附則別表第八)の下欄に掲げる金額)を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、改正後の恩給法の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(傷病者遺族特別年金に関する経過措置)

第九条 傷病者遺族特別年金については、昭和六十

十三年四月分以降、その年額を、改正後の恩給法<sup>法律第五十一号</sup>の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第五十一号)附則第十五條の規定によつて算出して得た年額に改定する。

(職権改定)

第十条 この法律の附則の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

(恩給年額の改定の場合の端数計算)

第十一条 この法律の附則の規定により恩給年額を改定する場合において、当該規定により算出して得た恩給年額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げた額をもつて改定後の恩給年額とする。

(多額所得による恩給停止についての経過措置)

第十二条 昭和六十三年四月分から同年六月分までの普通恩給に関する恩給法第五十八條ノ四の規定の適用については、附則第二条又は第八条の規定による改定を行わなかった場合に受けることとなる普通恩給の年額をもつて恩給年額とする。

附則別表(附則第二条関係)

| 恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額 | 仮 定 俸 給 年 額 |
|----------------------|-------------|
| 九二二、五〇〇円             | 九二三、九〇〇円    |
| 九五三、〇〇〇円             | 九六四、九〇〇円    |
| 九九四、七〇〇円             | 一、〇〇七、一〇〇円  |
| 一、〇三五、八〇〇円           | 一、〇四八、七〇〇円  |

昭和六十三年四月二十日 参議院會議録第十四号 恩給法等の一部を改正する法律案

|            |            |
|------------|------------|
| 一、〇七七、八〇〇円 | 一、〇九一、三〇〇円 |
| 一、一〇三、九〇〇円 | 一、一一七、七〇〇円 |
| 一、一三〇、三〇〇円 | 一、一四四、四〇〇円 |
| 一、一五九、九〇〇円 | 一、一七四、四〇〇円 |
| 一、二〇二、一〇〇円 | 一、二二七、一〇〇円 |
| 一、二三八、七〇〇円 | 一、二五四、二〇〇円 |
| 一、二七二、五〇〇円 | 一、二八八、四〇〇円 |
| 一、三二三、八〇〇円 | 一、三三〇、二〇〇円 |
| 一、三五五、二〇〇円 | 一、三七二、一〇〇円 |
| 一、四〇〇、四〇〇円 | 一、四一七、九〇〇円 |
| 一、四四五、九〇〇円 | 一、四六四、〇〇〇円 |
| 一、五〇二、八〇〇円 | 一、五二一、六〇〇円 |
| 一、五三八、七〇〇円 | 一、五五七、九〇〇円 |
| 一、五八五、〇〇〇円 | 一、六〇四、八〇〇円 |
| 一、六三〇、〇〇〇円 | 一、六五〇、四〇〇円 |
| 一、七一九、五〇〇円 | 一、七四一、〇〇〇円 |
| 一、七四三、四〇〇円 | 一、七六五、二〇〇円 |
| 一、八二二、三〇〇円 | 一、八三五、〇〇〇円 |
| 一、九〇三、九〇〇円 | 一、九二七、七〇〇円 |
| 二、〇〇五、一〇〇円 | 二、〇三〇、二〇〇円 |
| 二、〇五六、八〇〇円 | 二、〇八二、五〇〇円 |
| 二、一〇六、二〇〇円 | 二、一三二、五〇〇円 |
| 二、一七六、三〇〇円 | 二、二〇三、五〇〇円 |
| 二、二二七、七〇〇円 | 二、二四五、四〇〇円 |
| 二、三三七、九〇〇円 | 二、三六七、一〇〇円 |

|            |            |
|------------|------------|
| 二、三九七、一〇〇円 | 二、四二七、一〇〇円 |
| 二、四五九、五〇〇円 | 二、四九〇、二〇〇円 |
| 二、五七九、一〇〇円 | 二、六一一、三〇〇円 |
| 二、六九九、八〇〇円 | 二、七三三、五〇〇円 |
| 二、七三一、二〇〇円 | 二、七六五、三〇〇円 |
| 二、八三一、〇〇〇円 | 二、八六六、四〇〇円 |
| 二、九七二、四〇〇円 | 三、〇〇九、六〇〇円 |
| 三、一一二、四〇〇円 | 三、一五一、三〇〇円 |
| 三、一九九、一〇〇円 | 三、二三九、一〇〇円 |
| 三、二八三、五〇〇円 | 三、三二四、五〇〇円 |
| 三、四五四、八〇〇円 | 三、四九八、〇〇〇円 |
| 三、六二二、五〇〇円 | 三、六六七、八〇〇円 |
| 三、六五五、四〇〇円 | 三、七〇一、一〇〇円 |
| 三、七八五、八〇〇円 | 三、八三三、一〇〇円 |
| 三、九五〇、二〇〇円 | 三、九九九、六〇〇円 |
| 四、一一三、八〇〇円 | 四、一六五、二〇〇円 |
| 四、二七六、二〇〇円 | 四、三二九、七〇〇円 |
| 四、三七八、七〇〇円 | 四、四三三、四〇〇円 |
| 四、四八八、〇〇〇円 | 四、五四四、一〇〇円 |
| 四、六九八、五〇〇円 | 四、七五七、二〇〇円 |
| 四、九二一、三〇〇円 | 四、九七二、七〇〇円 |
| 五、〇一八、六〇〇円 | 五、〇八一、三〇〇円 |
| 五、一一〇、三〇〇円 | 五、一八四、三〇〇円 |
| 五、三三二、二〇〇円 | 五、三八八、七〇〇円 |
| 五、四二二、二〇〇円 | 五、四七九、九〇〇円 |

昭和六十三年四月二十日 参議院會議録第十四号 恩給法等の一部を改正する法律案

|            |            |
|------------|------------|
| 五、五一、八〇〇円  | 五、五八〇、七〇〇円 |
| 五、六八七、九〇〇円 | 五、七五九、〇〇〇円 |
| 五、八六五、七〇〇円 | 五、九三九、〇〇〇円 |
| 五、八九九、〇〇〇円 | 五、九七二、七〇〇円 |
| 五、九三〇、四〇〇円 | 六、〇〇四、五〇〇円 |
| 五、九六一、九〇〇円 | 六、〇三六、四〇〇円 |
| 六、〇三五、六〇〇円 | 六、一一一、〇〇〇円 |
| 六、一八四、五〇〇円 | 六、二六一、八〇〇円 |
| 六、三三三、五〇〇円 | 六、四二二、七〇〇円 |
| 六、四〇七、二〇〇円 | 六、四八七、三〇〇円 |
| 六、四八二、七〇〇円 | 六、五六三、七〇〇円 |

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が九二、五〇〇円未満の場合又は六、四八二、七〇〇円を超える場合においては、その年額に一・〇二五を乗じて得た額(その額に、五十円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数があるときはこれを百円に切り上げる。)を、仮定俸給年額とする。

〔名尾良孝君登壇、拍手〕

○名尾良孝君 たいだいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、昭和六十二年における公務員給与の改定、消費者物価の上昇その他の諸事情を総合勘案し、恩給年額及び各種最低保障額を本年四月分以降一律に一・二五増額し、恩給受給者に対する処遇の適正な充実を図ろうとするものであります。

なお、衆議院において施行期日等について所要の修正が行われております。

委員会におきましては、恩給の性格、恩給年額

改定のあり方、各種公的年金改定との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は會議録によつて御承知願ひたいと存じます。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、八項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(藤田正明君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(藤田正明君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時十三分散会

出席者は左のとおり。

議員

副議長

議長

|        |        |
|--------|--------|
| 及川 順郎君 | 片上 公人君 |
| 勝木 健司君 | 平野 清君  |
| 刈田 貞子君 | 猪熊 重二君 |
| 橋本孝一郎君 | 木本平八郎君 |
| 青木 茂君  | 鶴岡 洋君  |
| 中野 鉄造君 | 小西 博行君 |
| 坂山 映子君 | 中野 明君  |
| 矢原 秀男君 | 馬場 富君  |
| 広中和歌子君 | 井上 計君  |
| 松岡満壽男君 | 星 長治君  |
| 太田 淳夫君 | 峯山 昭範君 |
| 飯田 忠雄君 | 和田 教美君 |
| 柳澤 鍊造君 | 三治 重信君 |
| 堀江 正夫君 | 林 寛子君  |
| 塩出 啓典君 | 三木 忠雄君 |
| 高桑 栄松君 | 中西 珠子君 |
| 関 嘉彦君  | 降矢 敬義君 |
| 下条進一郎君 | 多田 省吾君 |
| 黒柳 明君  | 高木健太郎君 |
| 藤井 恒男君 | 田淵 哲也君 |

|        |         |
|--------|---------|
| 田中 正巳君 | 熊谷太三郎君  |
| 青島 幸男君 | 西川 潔君   |
| 坪井 一宇君 | 下村 泰君   |
| 山田耕三郎君 | 佐藤謙一郎君  |
| 二木 秀夫君 | 前島英三郎君  |
| 矢野俊比古君 | 吉川 芳男君  |
| 添田増太郎君 | 守住 有信君  |
| 寺内 弘子君 | 林 健太郎君  |
| 曾根田郁夫君 | 志村 哲良君  |
| 工藤万砂美君 | 海江田鶴造君  |
| 井上 裕君  | 井上 孝君   |
| 遠藤 政夫君 | 増岡 康治君  |
| 最上 進君  | 田代由紀男君  |
| 谷川 寛三君 | 大河原太一郎君 |
| 高平 公友君 | 成相 善十君  |
| 北 修二君  | 伊江 朝雄君  |
| 後藤 正夫君 | 佐々木 満君  |
| 亀長 友義君 | 長谷川 信君  |
| 嶋崎 均君  | 加藤 武徳君  |
| 植木 光教君 | 木村 睦男君  |
| 石本 茂君  | 長田 裕二君  |
| 世耕 政隆君 | 井上 吉夫君  |
| 梶木 又三君 | 岡野 裕君   |
| 倉田 寛之君 | 佐藤栄佐久君  |
| 竹山 裕君  | 本村 和喜君  |
| 宮崎 秀樹君 | 松浦 孝治君  |
| 野沢 太三君 | 永野 茂門君  |
| 上杉 光弘君 | 小野 清子君  |
| 木宮 和彦君 | 久世 公堯君  |
| 吉村 真事君 | 柳川 覺治君  |
| 大浜 方栄君 | 石井 一二君  |
| 大城 眞順君 | 宮澤 弘君   |

昭和六十三年四月二十日 参議院会議録第十四号

議長の報告事項

|        |        |        |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 杉山 令肇君 | 藤井 孝男君 | 志村 愛子君 | 坂元 親男君 |
| 仲川 幸男君 | 出口 廣光君 | 平井 卓志君 | 小山 一平君 |
| 水谷 力君  | 岩上 二郎君 | 田淵 勲二君 | 吉井 英勝君 |
| 前田 勲男君 | 松尾 官平君 | 吉川 春子君 | 内藤 功君  |
| 板垣 正君  | 岩本 政光君 | 及川 一夫君 | 山口 哲夫君 |
| 坂野 重信君 | 山本 富雄君 | 橋本 敦君  | 佐藤 昭夫君 |
| 真鍋 賢二君 | 山東 昭子君 | 梶原 敬義君 | 糸久八重子君 |
| 沢田 一精君 | 宮田 輝君  | 稲村 稔夫君 | 菅野 久光君 |
| 土屋 義彦君 | 山内 一郎君 | 近藤 忠孝君 | 諫山 博君  |
| 西村 尚治君 | 初村滝一郎君 | 中村 哲君  | 上野 雄文君 |
| 松垣徳太郎君 | 中西 一郎君 | 佐藤 三吾君 | 大森 昭君  |
| 山崎 竜男君 | 河本嘉久蔵君 | 龜山 篤君  | 沓脱タケ子君 |
| 古賀雷四郎君 | 原 文兵衛君 | 神谷信之助君 | 村沢 牧君  |
| 藤野 賢二君 | 吉川 博君  | 丸谷 金保君 | 久保 亘君  |
| 秋山 肇君  | 野末 陳平君 | 矢田部 理君 | 志苦 裕君  |
| 一井 淳治君 | 永田 良雄君 | 山中 郁子君 | 本岡 昭次君 |
| 中曾根弘文君 | 高橋 清孝君 | 野田 哲君  | 粕谷 照美君 |
| 田 英夫君  | 沓掛 哲男君 | 赤桐 操君  | 安永 英雄君 |
| 斎藤 文夫君 | 下稻葉耕吉君 | 立木 洋君  | 対馬 孝且君 |
| 鈴木 貞敏君 | 山本 正和君 | 青木 新次君 | 安恒 良一君 |
| 久保田真苗君 | 森山 眞弓君 | 鈴木 和美君 | 小野 明君  |
| 向山 一人君 | 小島 静馬君 | 秋山 長造君 | 小笠原貞子君 |
| 村上 正邦君 | 松浦 功君  |        |        |
| 福田 宏一君 | 名尾 良孝君 |        |        |
| 小川 仁一君 | 大木 浩君  |        |        |
| 岡部 三郎君 | 梶原 清君  |        |        |
| 川原新次郎君 | 関口 恵造君 |        |        |
| 田沢 智治君 | 斎藤栄三郎君 |        |        |
| 岡田 広君  | 大島 友治君 |        |        |
| 遠藤 要君  | 林 道君   |        |        |
| 福岡 知之君 | 中村 太郎君 |        |        |
| 堀内 俊夫君 | 斎藤 十朗君 |        |        |

|              |        |
|--------------|--------|
| 運輸大臣         | 石原慎太郎君 |
| 郵政大臣         | 中山 正暉君 |
| 建設大臣         | 越智 伊平君 |
| 国務大臣 (総務厅长官) | 高鳥 修君  |
| 国務大臣 (国土厅长官) | 奥野 誠亮君 |

## 議長の報告事項

一昨十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 法務委員

辞任

補欠

## 大蔵委員

辞任

補欠

## 文教委員

辞任

補欠

## 建設委員

辞任

補欠

## 決算委員

辞任

補欠

## 議院運営委員

辞任

補欠

## 科学技術特別委員

辞任

補欠

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

伏見 康治君

補欠

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

国民健康保険法の一部を改正する法律案 (閣法第一九号)

同日議長から次の質問主意書が提出された。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を社会労働委員会に付託した。

使用制限に関する再質問主意書 (木本平八郎君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省欧亜局長長谷川和年君の第百十二回国会政府委員を免じ

た旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあつた次の者を第百十二回国会政府委員に任命することを承認した。

外務大臣官房外務報道官 松田 慶文君

外務省欧亜局長事務代理 兵藤 長雄君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務大臣官房外務報道官松田慶文君外一名 (同日議長承認) を第百十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教委員

辞任

補欠

山田 勇君

補欠

木宮 和彦君

補欠

服部 安司君

補欠

山田 勇君

補欠

関 嘉彦君

補欠

山田 勇君

補欠

山田 勇君

補欠

山田 勇君

補欠

山田 勇君

補欠

山田 勇君

補欠

山田 勇君

二六七

## 建設委員

辞任

補欠

服部 安司君

木宮 和彦君

関 嘉彦君

山田 勇君

## 決算委員

辞任

補欠

本岡 昭次君

一井 淳治君

## 議院運営委員

辞任

補欠

一井 淳治君

本岡 昭次君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

## 科学技術特別委員

辞任

補欠

松前 達郎君

菅野 久光君

## 環境特別委員

辞任

補欠

佐藤 昭夫君

近藤 忠孝君

同日衆議院から次の議案が提出された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。

無限連鎖講の防止に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)

同日衆議院から次の報告書が提出された。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案(閣法第四一〇号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案(閣法第四一〇号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案(閣法第四一〇号) 審査報告書

同日委員長から次の報告書が提出された。

船舶整備公団法の一部を改正する法律案(閣法第四一〇号) 審査報告書

住宅・都市整備公団法等の一部を改正する法律案(閣法第三三三号) 審査報告書

半島振興法の一部を改正する法律案(衆第八号) 審査報告書

通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律案(閣法第一五五号) 審査報告書

恩給法等の一部を改正する法律案(閣法第九号) 審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員内藤功君提出地下鉄の防災・安全対策に関する質問に対する答弁書

地下鉄の防災・安全対策に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十三年三月二十六日 内藤 功

参議院議長 藤田 正明殿

地下鉄の防災・安全対策に関する質問主意書

昨年十一月十八日ロンドンの地下鉄で発生した火災は、三十二人の死亡者、数百人の負傷者を出す大惨事となり、地下鉄火災の恐ろしさをまざまざと示した。この事故は、地下鉄網が発達しているわが国の東京をはじめとする大都市の地下鉄事業や地下街の安全対策に多くの教訓と課題を与えている。本年一月より営団地下鉄が終日禁煙にしたことは一定の改善であり、乗客にも喜ばれている。しかしながら、依然として地下鉄の火災予防は万全とはいえない。例えば、一九八三年八月十

六日名古屋の地下鉄・栄駅の変電室からの出火により、煙に巻かれた消防隊員二名が死亡する事故が発生している。このように地下の火災は油、塗料、配線被覆、燃えなくてもくすぶると有毒なガスや煙が発生し、たちまち大惨事に発展するおそれがある。また、人的被害は幸いにして少ないものの、今まで軽微なものを含めると、地下街及び地下鉄の火災は多数発生している。

消防庁の資料によれば、昭和五十四年から昭和六十一年までに、地下街における火災は四十九件も発生している。また、地下鉄道における火災件数は、昭和五十二年十二月から昭和六十二年十一月までの十年間に八十六件も発生している。

周知のように地下鉄網が発達したわが国では、朝夕のラッシュ時だけでなく、終日多くの国民が地下鉄を利用しており、火災等の大惨事を未然に防止するために、排煙設備やスプリンクラーの設置をはじめ、日常の災害訓練はもとより万全の安全対策が講じられなければならない。また、必要な保安要員の確保もきわめて不十分である。これは地下鉄事業者はもちろん、政府の責務でもある。

ところが、現状は依然として出入口が一個しかない駅が長年放置されているなど、安全対策はけつして十分とはいえない。

そこで、以下質問する。

一 ロンドンの地下鉄火災を機会に地下鉄の防災、防火対策について総点検を実施したと思うが、その際明らかにしたさまざまな問題点と教訓、それらに対する対策を明らかにされたか。

二 昭和五十年一月三十日付けの運輸省鉄道監督

局長から各陸運局長にあてた通達「地下鉄道の火災対策の基準について」によれば、「新設はもとより、既設の地下鉄も火災対策上二ヶ所以上の避難通路が必要である」としている。ところが現実には、出入口(改札口)が一個しかない地下鉄駅が依然として放置されている。火災時等の避難口の確保ということからも、またホームの安全性という点からも、出入口(改札口)の増設を最優先の課題として早急を実施するよう地下鉄事業者に対し指導すべきであると考えられるかどうか。

三 具体的な例をあげると、営団地下鉄銀座線の外苑前駅周辺は、ここ数年の間に『間ビル』『伊藤忠本社ビル』など大型オフィスビルが増えている。その結果、乗降客も営団地下鉄の資料によれば、一九八〇年の一日あたり五万二千七百五人から一九八六年の六万六千九百五人へと大幅に増えている。ところが、ホームは狭く、出入口は一個しかないため、朝夕のラッシュ時の混雑はすさまじいものがある。しかも近隣には神宮球場、国立競技場、秩父宮ラグビー場があり、競技があるときには一層混雑を増しており、ホーム転落事故の危険性を絶えず内包している。また、火災発生時には大惨事を招くおそれ大である。多くの利用者が出入口(改札口)の増設、ホーム拡張の署名運動を行っているのも当然である。

ところが営団地下鉄側の計画では、依然として遠い将来の計画になっている。

また、丸ノ内線の中野坂上駅や中野新橋駅、中野富士見町駅、本郷三丁目駅などは改札口が一個しかないため、この駅を利用する通勤、

通学や主婦、老人など一般乗客は万が一火災等が発生した場合、非常に危険であると不安を訴えている。

このような欠陥ともいえるような駅は、前記通達の趣旨に照らしても、安全対策最優先の立場から一日も早く営団地下鉄に対し、駅の入出口の増設、ホーム拡張や連絡通路の建設など安全対策を早急に行うよう指導すべきであると考えるがどうか。

四 首都東京の中心部を走る銀座線、丸ノ内線は終日乗降客の多い路線である。ところが、これら両線における各駅の排煙設備及びスプリンクラーの設置状況は、運輸省の調査によつても、きわめて不十分であることが明らかになっている。例えば排煙設備の場合、銀座線で十七駅中九駅、丸ノ内線では二十四駅中十六駅が未設置である。

また、スプリンクラーのない駅は銀座線では十七駅中七駅、丸ノ内線は二十四駅中十二駅もあり、排煙設備もスプリンクラーもないという駅は銀座線では七駅、丸ノ内線では十二駅もある。

スプリンクラーなどの設備は、火災の初期には非常に効果があることは周知の事実である。

地下という一種の密室状態での突発事故は、初動時に適切な処置を施さなければ、大惨事になるおそれがある。これら危ない駅は、一刻も早く排煙設備やスプリンクラーを設置し、燃えない近代的な駅に改善すべきである。

鉄道事業者に対し、早急に事業計画を具体化するよう指導を強化すべきであると考えるがどうか。

右質問する。

昭和六十三年四月十九日

内閣総理大臣 竹下 登

参議院議長 藤田 正明殿

参議院議員内藤功君提出地下鉄の防災・安全対策に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員内藤功君提出地下鉄の防災・安全対策に関する質問に対する答弁書

一について

昭和六十二年十一月にロンドンにおいて地下鉄道の火災事故が発生した後、直ちに、国内の地下鉄道の消火設備、避難設備等の火災対策設備の整備状況を調査したところ、昭和五十年一月三十日付けの運輸省鉄道監督局長通達「地下鉄道の火災対策の基準について」が出された後に計画された駅においては、既にこれらの火災対策設備の整備がなされており、また、同通達が出される前に計画された駅においても、建造物の不燃化等がほぼ達成されているなど、一部の設備を除き相当程度整備が進んでいることを確認したところである。

二から四までについて

避難通路、排煙設備、スプリンクラー設備等の整備が十分でない地下鉄道の駅については、従来から早期に改善措置を講ずるよう指導してきており、前記通達の趣旨に沿って逐次整備が進められてきたところである。これらの火災対策設備の整備については、今後とも引き続き関係鉄道事業者を指導していく所存である。

第十一号中正誤

ベシ 段 行 誤 正

三三 二 終わり 柱 柱

昭和六十三年四月二十日 参議院会議録第十四号

二七〇

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

大

蔵

省

印

刷

局

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
官報課  
電話 〇三(五七)四〇三三  
ダイヤルイン

定価一部  
一一〇円